

議案第 8 4 号

瑞穂町文化財保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

登録文化財制度を創設するため、条例を改正する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町文化財保護条例の一部を改正する条例

瑞穂町文化財保護条例（昭和 5 3 年条例第 2 0 号）の一部を次の
ように改正する。

目次中

「第 6 章 瑞穂町文化財保護審議会（第 3 7 条―第 4 6 条）

第 7 章 雑則（第 4 7 条―第 4 9 条）

第 8 章 罰則（第 5 0 条―第 5 3 条） 」を

「第 6 章 町登録文化財（第 3 7 条―第 4 2 条）

第 7 章 瑞穂町文化財保護審議会（第 4 3 条―第 5 2 条）

第 8 章 雑則（第 5 3 条―第 5 5 条）

第 9 章 罰則（第 5 6 条―第 5 9 条） 」

に改める。

第1条中「たかめる」を「高める」に改める。

第6条第2項中「責に」を「責めに」に改める。

第7条中「新所有者」を「当該町指定有形文化財を新たに所有することとなった者（以下「新所有者」という。）」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条第1項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第2項中「き損している」を「毀損している」に改める。

第15条第2項中「届け出」を「届出」に改める。

第16条第1項中「6箇月」を「6月」に改め、同条第2項中「3箇月」を「3月」に改め、同条第5項中「責に」を「責めに」に改め、同条第7項中「き損した」を「毀損した」に改め、同項ただし書中「責に」を「責めに」に改める。

第20条第3項中「当たっては」を「あつては」に改める。

第21条第6項中「以下この条及び次条において同じ」を「以下同じ」に、「すべて」を「全て」に、「この場合」を「この場合において」に改める。

第26条第4項中「次条」の次に「及び第37条」を加える。

第8章中第53条を第59条とし、第52条を第58条とする。

第51条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第57条とする。

第8章中第50条を第56条とし、同章を第9章とする。

第7章中第49条を第55条とする。

第48条第1項中「町指定無形民俗文化財」の次に「並びに町登録無形文化財及び町登録無形民俗文化財」を加え、「並びに都条例」を「及び都条例」に、「及び無形の」を「並びに無形の」に改め、同条を第54条とする。

第47条中「又は町指定史跡旧跡名勝天然記念物」を「若しくは町指定史跡旧跡名勝天然記念物又は町登録有形文化財、町登録有形民俗文化財若しくは町登録史跡旧跡名勝天然記念物」に改め、同条を第53条とし、第7章を第8章とする。

第6章中第46条を第52条とし、第42条から第45条までを

6条ずつ繰り下げる。

第41条中「かつ高い」を「、かつ、高い」に改め、同条を第47条とする。

第40条を第46条とする。

第39条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 町登録文化財の登録及びその登録の解除

(7) 町登録無形文化財の保持者及び保持団体の認定並びにその認定の解除

第6章中第39条を第45条とし、第38条を第44条とし、第37条を第43条とし、同章を第7章とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 町登録文化財

(登録)

第37条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち、町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財及び町指定史跡旧跡名勝天然記念物を除き、保存の必要があると認められるものを次に掲げる瑞穂町登録文化財（以下「町登録文化財」という。）として登録することができる。

(1) 瑞穂町登録有形文化財（以下「町登録有形文化財」という。）

(2) 瑞穂町登録無形文化財（以下「町登録無形文化財」という。）

(3) 瑞穂町登録有形民俗文化財（以下「町登録有形民俗文化財」という。）

(4) 瑞穂町登録無形民俗文化財（以下「町登録無形民俗文化財」という。）

(5) 瑞穂町登録史跡旧跡名勝天然記念物（以下「町登録史跡旧跡名勝天然記念物」という。）

2 教育委員会は、前項に規定する町登録文化財のうち町登録有形文化財、町登録有形民俗文化財及び町登録史跡旧跡名勝天然記念物（以下「町登録有形文化財等」という。）を登録するに当たっては、あらかじめ登録しようとする有形文化財、有形民俗文化財、史跡、旧跡、名勝及び天然記念物（以下「有形文化財等」という。）の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、こ

の限りでない。

3 第1項の規定による町登録有形文化財等の登録は、その旨を告示するとともに、当該町登録有形文化財等に係る所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による町登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 教育委員会は、第1項の規定による町登録有形文化財等の登録をしたときは、当該町登録有形文化財等の所有者に登録証を交付しなければならない。

6 教育委員会は、第1項第2号の規定による町登録無形文化財に登録するに当たっては、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

7 第1項第2号の規定による町登録無形文化財の登録は、その旨を告示するとともに、当該町登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

8 教育委員会は、第1項第2号の規定による町登録無形文化財の登録をした後においても、当該町登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

9 前項の規定による追加認定は、第7項の規定を準用する。

10 第1項第4号の規定による町登録無形民俗文化財の登録は、その旨を告示してする。

11 第1項第4号の規定により町登録無形民俗文化財に登録した場合で、当該町登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。

（所有者等の申請による登録）

第38条 有形文化財等の所有者、無形文化財の保持者又は保持団体及び無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体であつて、町の区域内に存する文化財のうちに町登録文化財に登録を希望するものがあるときは、教育委員会規則の定めるところにより登録の申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る有形文化財等の登録については前条第3項から第5項までの規定を準用し、無形文化財の登録については同条第6項から第8項までの規定を準用する。

3 教育委員会は、登録の申請があったときは、申請の内容を精査し、瑞穂町文化財保護審議会への諮問の適否を決定することができる。

(解除)

第39条 教育委員会は、町登録文化財が町登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その登録を解除することができる。

2 教育委員会は、町登録有形文化財等の所有者から当該町登録有形文化財等の登録の解除の申出があったときは、その登録を解除することができる。

3 教育委員会は、町登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。

4 町登録無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、町登録無形文化財の登録は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

5 第1項の規定による登録の解除については町登録有形文化財等にあつては第37条第3項及び第4項の規定を、町登録無形文化財にあつては同条第7項の規定を、町登録無形民俗文化財にあつては同条第10項及び第11項の規定を準用し、第2項の規定による登録の解除については同条第3項の規定を準用する。

6 前項において準用する第37条第3項の規定による通知を受けたときは、町登録有形文化財等の所有者は、速やかに登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の変更等)

第40条 町登録有形文化財等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 町登録有形文化財等の所有者に変更があったとき 当該町登録有形文化財等を新たに所有することとなった者
- (2) 町登録有形文化財等の所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき 当該所有者
- (3) 町登録有形文化財等が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗み取られたとき 当該所有者
- (4) 町登録有形文化財及び町登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき 当該所有者
- (5) 町登録史跡旧跡名勝天然記念物が登録された地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき 当該所有者

2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に該当する場合で教育委員会規則で定める事由があるときは、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

(保持者の氏名変更等)

第41条 保持者又はその相続人は、町登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、町登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第42条 第6条、第10条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は町登録有形文化財等について、第23条から第25条までの規定は町登録無形文化財について、第30条から第32条までの規定は町登録無形民俗文化財について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
(瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例の一部改正)
- 2 瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 号中「指定された」を「指定され、又は同条例第 3 7 条第 1 項の規定により登録された」に改める。
第 9 条第 3 号中「いたった」を「至った」に改める。

瑞穂町文化財保護条例 新旧対照表

新	旧
目次 第1章から第5章 略 <u>第6章 町登録文化財(第37条—第42条)</u> <u>第7章 瑞穂町文化財保護審議会(第43条—第52条)</u> <u>第8章 雑則(第53条—第55条)</u> <u>第9章 罰則(第56条—第59条)</u> 附則 第1章 略 (目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とする。 第2条及び第3条 略 第2章 略 第4条及び第5条 略 (所有者の管理義務及び管理責任者) 第6条 略 2 町指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該町指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者	目次 第1章から第5章 略 <u>第6章 瑞穂町文化財保護審議会(第37条—第46条)</u> <u>第7章 雑則(第47条—第49条)</u> <u>第8章 罰則(第50条—第53条)</u> 附則 第1章 略 (目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の郷土に対する認識をたかめるとともに、文化の向上に貢献することを目的とする。 第2条及び第3条 略 第2章 略 第4条及び第5条 略 (所有者の管理義務及び管理責任者) 第6条 略 2 町指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該町指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以

(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3及び4 略

(所有者の変更等)

第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、当該町指定有形文化財を新たに所有することとなった者(以下「新所有者」という。)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 略

(滅失、毀損等)

第8条 町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条及び第10条 略

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)から(3) 略

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 町指定有形文化財の管理が適当でないため当該町指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定有形文化財が毀損している場合に

下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3及び4 略

(所有者の変更等)

第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 略

(滅失、き損等)

第8条 町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条及び第10条 略

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)から(3) 略

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 町指定有形文化財の管理が適当でないため当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定有形文化財がき損している場合に

において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。 3及び4 略 第13条及び第14条 略 (修理の届出等) 第15条 略 2 町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の<u>届出</u>に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。 (公開) 第16条 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、<u>6月</u>以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 2 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、<u>3月</u>以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。 3及び4 略 5 教育委員会は、第1項の規定により町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の<u>責めに</u>任ずべき者を定めなければならない。 6 略 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該町指定有形文化財が滅失し、又は<u>毀損した</u>ときは、町は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の<u>責めに</u>帰すべき事由によって滅失し、又は<u>毀損した場合</u>は、この限りでない。	において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。 3及び4 略 第13条及び第14条 略 (修理の届出等) 第15条 略 2 町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の<u>届け出</u>に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。 (公開) 第16条 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、<u>6箇月</u>以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 2 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、<u>3箇月</u>以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。 3及び4 略 5 教育委員会は、第1項の規定により町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の<u>責に</u>任ずべき者を定めなければならない。 6 略 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該町指定有形文化財が滅失し、又は<u>き損した</u>ときは、町は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の<u>責に</u>帰すべき事由によって滅失し、又は<u>き損した場合</u>は、この限りでない。
--	---

第17条から第19条 略

第3章 略

第20条 略

2 略

- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4及び5 略

(解除)

第21条 略

2から5 略

- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、当該町指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第22条から第25条 略

第4章 略

(指定)

第26条 略

2及び3 略

- 4 第1項の規定により町指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該町指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体(代表者の定めのあるものに限る。以下次条及び第37条において同じ。)があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

第27条から第32条 略

第5章 略

第17条から第19条 略

第3章 略

第20条 略

2 略

- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体に当たっては、その代表者)に通知してする。

4及び5 略

(解除)

第21条 略

2から5 略

- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該町指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第22条から第25条 略

第4章 略

(指定)

第26条 略

2及び3 略

- 4 第1項の規定により町指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該町指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体(代表者の定めのあるものに限る。以下次条_____において同じ。)があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

第27条から第32条 略

第5章 略

第6章 町登録文化財

(登録)

第37条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち、町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財及び町指定史跡旧跡名勝天然記念物を除き、保存の必要があると認められるものを次に掲げる瑞穂町登録文化財(以下「町登録文化財」という。)として登録することができる。

(1) 瑞穂町登録有形文化財(以下「町登録有形文化財」という。)

(2) 瑞穂町登録無形文化財(以下「町登録無形文化財」という。)

(3) 瑞穂町登録有形民俗文化財(以下「町登録有形民俗文化財」という。)

(4) 瑞穂町登録無形民俗文化財(以下「町登録無形民俗文化財」という。)

(5) 瑞穂町登録史跡旧跡名勝天然記念物(以下「町登録史跡旧跡名勝天然記念物」という。)

2 教育委員会は、前項に規定する町登録文化財のうち町登録有形文化財、町登録有形民俗文化財及び町登録史跡旧跡名勝天然記念物(以下「町登録有形文化財等」という。)を登録するに当たっては、あらかじめ登録しようとする有形文化財、有形民俗文化財、史跡、旧跡、名勝及び天然記念物(以下「有形文化財等」という。)の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による町登録有形文化財等の登録は、その旨を告示するとともに、当該町登録有形文化財等に係る所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 第1項の規定による町登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による町登録有形文化財等の登録をしたときは、当該町登録有形文化財等の所有者に登録証を交付しなければならない。
- 6 教育委員会は、第1項第2号の規定による町登録無形文化財を登録するに当たっては、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 7 第1項第2号の規定による町登録無形文化財の登録は、その旨を告示するとともに、当該町登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあっては、その代表者)に通知してする。
- 8 教育委員会は、第1項第2号の規定による町登録無形文化財の登録をした後においても、当該町登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 9 前項の規定による追加認定は、第7項の規定を準用する。
- 10 第1項第4号の規定による町登録無形民俗文化財の登録は、その旨を告示してする。
- 11 第1項第4号の規定により町登録無形民俗文化財を登録した場合で、当該町登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。
(所有者等の申請による登録)
- 第38条 有形文化財等の所有者、無形文化財の保持者又は保持団体及び無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体であつて、町の区域内に存する文化財のうちに町

登録文化財に登録を希望するものがあるときは、教育委員会規則の定めるところにより登録の申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る有形文化財等の登録については前条第3項から第5項までの規定を準用し、無形文化財の登録については同条第6項から第8項までの規定を準用する。

3 教育委員会は、登録の申請があったときは、申請の内容を精査し、瑞穂町文化財保護審議会への諮問の適否を決定することができる。

(解除)

第39条 教育委員会は、町登録文化財が町登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その登録を解除することができる。

2 教育委員会は、町登録有形文化財等の所有者から当該町登録有形文化財等の登録の解除の申出があったときは、その登録を解除することができる。

3 教育委員会は、町登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。

4 町登録無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、町登録無形文化財の登録は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

5 第1項の規定による登録の解除については

町登録有形文化財等にあつては第37条第3項及び第4項の規定を、町登録無形文化財にあつては同条第7項の規定を、町登録無形民俗文化財にあつては同条第10項及び第11項の規定を準用し、第2項の規定による登録の解除については同条第3項の規定を準用する。

6 前項において準用する第37条第3項の規定による通知を受けたときは、町登録有形文化財等の所有者は、速やかに登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の変更等)

第40条 町登録有形文化財等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 町登録有形文化財等の所有者に変更があったとき 当該町登録有形文化財等を新たに所有することとなった者

(2) 町登録有形文化財等の所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき 当該所有者

(3) 町登録有形文化財等が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗み取られたとき 当該所有者

(4) 町登録有形文化財及び町登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき 当該所有者

(5) 町登録史跡旧跡名勝天然記念物が登録された地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき 当該所有者

2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に該当する場合で教育委員会規則で定める事由があるときは、届出を要さず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

(保持者の氏名変更等)

第41条 保持者又はその相続人は、町登録無
形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変
更し、又は死亡したときその他教育委員会
規則の定める事由があるときは、速やかに
その旨を教育委員会に届け出なければなら
ない。

2 保持団体の代表者(保持団体が解散した場
合にあっては、代表者であった者)は、町登
録無形文化財の保持団体が名称、事務所の
所在地若しくは代表者を変更し、構成員に
異動を生じ、又は解散したときは、速やか
にその旨を教育委員会に届け出なければな
らない。

(準用規定)

第42条 第6条、第10条から第15条まで、第1
8条及び第19条の規定は町登録有形文化財
等について、第23条から第25条までの規定
は町登録無形文化財について、第30条から
第32条までの規定は町登録無形民俗文化財
について準用する。

第7章 略

第43条 略

第44条 略

(審議会への諮問)

第45条 略

(1)から(5) 略

(6) 町登録文化財の登録及びその登録の解除

(7) 町登録無形文化財の保持者及び保持団体
の認定並びにその認定の解除

(8) 略

第46条 略

(委員の選任)

第47条 委員及び臨時委員は、文化財に関し
広く、かつ、高い識見を有する者のうちから
教育委員会が委嘱する。

第6章 略

第37条 略

第38条 略

(審議会への諮問)

第39条 略

(1)から(5) 略

(6) 略

第40条 略

(委員の選任)

第41条 委員及び臨時委員は、文化財に関し
広くかつ高い識見を有する者のうちから教
育委員会が委嘱する。

第48条 略

第49条 略

第50条 略

第51条 略

第52条 略

第8章 略

(標識等の設置)

第53条 教育委員会は、町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財若しくは町指定史跡旧跡名勝天然記念物又は町登録有形文化財、町登録有形民俗文化財若しくは町登録史跡旧跡名勝天然記念物のうち、町民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該町指定及び登録の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該町指定及び登録の文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。

(記録の作成等)

第54条 教育委員会は、町指定無形文化財及び町指定無形民俗文化財並びに町登録無形文化財及び町登録無形民俗文化財以外の無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。)並びに無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの並びに都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、特に必要があると認めるものについて、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、町は、適当と認める者に対し、当該無形文化財又は当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費

第42条 略

第43条 略

第44条 略

第45条 略

第46条 略

第7章 略

(標識等の設置)

第47条 教育委員会は、町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財又は町指定史跡旧跡名勝天然記念物のうち、町民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該町指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該町指定の文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。

(記録の作成等)

第48条 教育委員会は、町指定無形文化財及び町指定無形民俗文化財_____以外の無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの並びに都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。)及び無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの並びに都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、特に必要があると認めるものについて、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、町は、適当と認める者に対し、当該無形文化財又は当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することがで

の一部を予算の範囲内で補助することができる。 2 略 <u>第55条</u> 略 <u>第9章</u> 略 <u>第56条</u> 略 <u>第57条</u> 町指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、<u>毀損し</u>、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。 <u>第58条</u> 略 <u>第59条</u> 略 <u>附 則</u> (<u>施行期日</u>) <u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>2 略</u>	きる。 2 略 <u>第49条</u> 略 <u>第8章</u> 略 <u>第50条</u> 略 <u>第51条</u> 町指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、<u>き損し</u>、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。 <u>第52条</u> 略 <u>第53条</u> 略
---	---

附則第2項による改正

瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第4条 略 (適用除外) 第5条 略 (1) 略 (2) 瑞穂町文化財保護条例(昭和53年条例第20号)第33条第1項の規定により<u>指定され、又は同条例第37条第1項の規定により登録された天然記念物</u> (3)(4) 略 第6条から第8条 略 (指定の解除等) 第9条 略 (1)(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定の要件を欠くに<u>至った</u>とき。 第10条から第14条 略	第1条から第4条 略 (適用除外) 第5条 略 (1) 略 (2) 瑞穂町文化財保護条例(昭和53年条例第20号)第33条第1項の規定により<u>指定された天然記念物</u> (3)(4) 略 第6条から第8条 略 (指定の解除等) 第9条 略 (1)(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定の要件を欠くに<u>いたった</u>とき。 第10条から第14条 略